

輪島市監査公表第26号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成29年12月27日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成29年12月4日（月） 上下水道課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成29年度監査資料（平成29年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成28年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○輪島市上下水道事業の現況は、給水人口の減少等による有収水量の減少の一方、水道管の耐震化等設備に多額の建設費用の発生が考えられるなど、厳しい経営状況下にある。さらに来年度より下水道事業が特別会計から公営企業会計に移行され、より効率的な業務が求められることとなる。上下水道事業は快適な市民生活を送るための根幹的社会資本であり、その整備と適確な維持管理は、一時も気を緩めることができない業務と考えられる。今後とも事業が円滑に推移するように、職員一同の尽力に期待したい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

① 上下水道使用料及び下水道受益者負担金滞納額について

上下水道の性格上、使用制限をする際には慎重な対応が必要と思われるが、現在の手段のほか納入相談や自宅訪問を行うなど、根気よく住民に接し、引き続き滞納解消に向けて努めていただきたい。